

4 マンションの建替え等

●マンションの建替え、マンション敷地売却制度等に関する相談窓口

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（住まいるダイヤル） （住まいについて様々な相談を行う団体）

【連絡先】 ☎ 0570-016-100〔ナビダイヤル〕(PHS、一部のIP電話からは☎03-3556-5147)
【受付等】 電話相談のみ、月～金曜日 10:00～17:00（祝日、年末年始を除く。）

一般社団法人再開発コーディネーター協会

（再開発コーディネーター等の所属する団体）

マンション建替え及びマンション敷地売却の相談、講師の派遣、専門家（URCAマンション建替えアドバイザー）の紹介など

【連絡先】 港区芝2-3-3 芝二丁目大門ビルディング7階
☎ 03-6400-0261 FAX 03-3454-3015 e-mail mansion@urca.or.jp

【受付等】（一社）再開発コーディネーター協会マンション建替相談室
月～金曜日 10:00～16:00（祝日、年末年始を除く。） 電話、FAX、e-mailにて受付

マンション再生協議会

（地方公共団体やマンション再生に関連する団体、学識経験者等が所属する団体）
大規模改修、耐震改修の事例紹介、マンション担当行政窓口の紹介など

【連絡先】 千代田区三番町1番地5 石油健保ビル2階（公益社団法人全国市街地再開発協会内）
☎ 03-6265-6617 FAX 03-6265-6692

URL <http://m-saisei.info/> e-mail m-saisei@uraja.or.jp

【受付等】 月～金曜日 10:00～17:00（祝日、年末年始を除く。）
電話、FAX、ホームページ内相談フォーム

●マンションの建替え資金の融資に関する相談窓口

独立行政法人住宅金融支援機構

「まちづくり融資」による資金の借入れ

【連絡先】 文京区後楽1-4-10 まちづくり業務部マンション再生・再開発支援グループ
☎ 03-5800-8104

【受付等】 月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く。）

★区市町村における相談窓口

14～16ページの一覧表を参照してください。

★東京都における相談窓口

東京都都市整備局 住宅政策推進部 マンション課

マンション建替法に基づくマンション建替事業・マンション敷地売却事業に関する認可等^{※1}及び除却の必要性に係る認定（耐震性不足の認定）^{※2}などを行っています。

※1 特別区及び市における上記の事務は、区市に移管されていますので、手続については各区市（14～16ページ）にお問い合わせください。

※2 特別区内の1万㎡超及び島しょのマンションは、当課で認定を行います。その他のマンションは、各特定行政庁にお問い合わせください。

【連絡先】 新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎26階北側 ☎ 03-5320-5007
（平成30年12月25日以降は、都庁第二本庁舎13階南側となります。）

★東京都における支援制度等

▶ ガイドブック

マンション再生ガイドブック（無償配布）

マンションの再生を検討・計画し、実施していく場合に、管理組合や区分所有者として知っておくべきことや、合意形成を円滑に進めるために留意すべき点などについて解説します。

【問合せ先】

東京都都市整備局 住宅政策推進部 マンション課

☎ 03-5320-5007

※東京都マンションポータルサイトから無料でダウンロードできます。



▶ 東京都マンション建替え・改修アドバイザー制度

管理組合や賃貸マンション所有者に対し、建築士やマンション管理士などの専門家をアドバイザーとして派遣しています(有料)。「建替え・改修アドバイザー」は建替えか改修かの判断を進める際の簡易な検討の実施などの情報提供を行います。

【問合せ先】 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課

☎ 03-5466-2103

▶ 都営住宅等による仮住居の提供

① 仮住居の提供

マンション建替法に基づくマンション建替事業期間中の仮住居として、一定の条件の下、都営住宅を提供しています。

② 公的住宅の空室情報の提供（かり☆すまいる）

独立行政法人都市再生機構（UR）及び東京都住宅供給公社（JKK）と連携し、分譲マンションの建替えに伴う仮住まいを探している管理組合・建替組合に対し、その求めに応じて、UR賃貸住宅、JKK賃貸住宅、都民住宅、高齢者向け優良賃貸住宅などの空室情報を提供しています。

【問合せ先】 東京都都市整備局 住宅政策推進部 マンション課 ☎ 03-5320-5007

▶ 東京都マンション再生まちづくり制度

区市の策定するマンション再生まちづくり計画を受けて、東京都が地区を指定し、まちの安全性や魅力の向上に寄与する地区内の旧耐震基準の分譲マンション（昭和56年5月31日以前に新築工事に着手したマンション）の再生を支援します。

【支援内容】

- ・指定を受けた地区内において、マンションの建替え等の再生を検討する管理組合等への合意形成支援を行う区市に対する補助を行います。
- ・区市がまちづくり計画に適合することを認めた建替えに対して、総合設計・マンション建替え法容積率許可制度の特例を規定しています。

【問合せ先】 東京都都市整備局 住宅政策推進部 マンション課 ☎ 03-5320-5007

※助成に関する条件等具体的な内容については、各区市町の所管課にお問い合わせください。

▶ 都市居住再生促進事業

① マンション建替えタイプ

一定の要件を満たすマンションの建替え事業を対象に助成事業を実施する区市町に対して補助を行っています。

② 既存ストック再生タイプ

一定の要件を満たすマンションのバリアフリー化や省エネ改修等を対象に助成事業を実施する区市町村に対して補助を行っています。

【問合せ先】 東京都都市整備局 住宅政策推進部 マンション課 ☎ 03-5320-4941

※助成に関する条件等具体的な内容については、各区市町村の所管課にお問い合わせください。